

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年10月14日(2004.10.14)

【公表番号】特表2000-510726(P2000-510726A)

【公表日】平成12年8月22日(2000.8.22)

【出願番号】特願平9-540835

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 18/12

A 6 1 N 1/04

A 6 1 N 1/32

【F I】

A 6 1 B 17/39 3 1 0

A 6 1 B 17/39 3 2 0

A 6 1 N 1/04

A 6 1 N 1/32

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月17日(2003.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年9月17日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第540835号

2. 補正をする者

名称 ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石 田 敬 

4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

方 式 査
佐藤



請求の範囲

1. 電気的に非導電性であるパッキングと、

該パッキングの軸線に沿って互いに分離している少なくとも2枚の導電性プレートであって、各々が電気的に非導電性であるパッキングに接触し、かつ軸線に隣接する内側エッジを有する導電性プレートと、任意に、

該導電性プレートの双方と接触する導電性接着剤領域と、

を含む生体用電極であって、

軸線と交差する生体用電極の外側エッジから離れた第1の地点において軸線に沿って導電性プレート間を隔てる最短距離が、生体用電極の外側エッジに更に接近した第2の地点において導電性プレート間を隔てる最短距離より実質的に長い、生体用電極。

2. 前記導体プレートと患者の生体に接触できる電極の表面との間に損失誘電物質領域を更に含む、請求項1に記載の生体用電極。

3. 前記導電性プレートが生体接触部分を有し、

該生体接触部分の外側エッジから離れた地点において軸線に沿って導電性プレート間を隔てる最短距離と、生体接触部分の外側エッジに近い地点において導電性プレート間を隔てる最短距離との比率が、約2:1を超える、請求項1に記載の生体用電極。

4. (a) CQM回路機構を有する電気手術用発振器と、

(b) 請求項1～3のいずれか1項記載の生体用電極と、

(c) 該発振器と該電極との間の電気接続と、

を含む電気手術用CQM回路。

5. (a) CQM回路機構を有する電気手術用発振器と、

(b) 請求項1～3のいずれか1項記載の生体用電極と、

(c) 該発振器に電気的に接続されている電気手術鉛筆と、

(d) 該発振器と該電極との間の電気接続と、

を含む電気手術用システム。

6. (a) ほ乳類患者の生体に請求項1～3のいずれか1項記載の生体用電極を接触させるステップと、

(b) 生体用電極の一部分が患者の生体から剥離すると警報が鳴るステップと
を含む電気手術用CQM警報条件の早期検出方法。